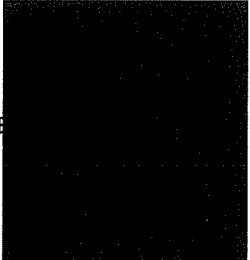


総基料第 66 号
平成 20 年 3 月 27 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 高部 豊彦 殿

総務省総合通信基盤局長
寺崎 明



次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関して講ずべき措置について(要請)

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方については、別添のとおり情報通信審議会より答申(平成 20 年 3 月 27 日情審通第 53 号)がなされたところである。

これについて総務省において検討した結果、貴社におかれても、当該答申の趣旨を踏まえ、下記の事項に関して適切な措置を講ずることが相当との結論を得たので、その旨要請する。

記

1 標準的な接続箇所に関する措置

(1) 現に地域 IP 網に接続している ISP 事業者が、貴社の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)と接続する場合、当該 ISP 事業者は NGN 及び地域 IP 網との接続に別々の網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加する。このため、特に中小の ISP 事業者の負担を軽減しつつ NGN 及び地域 IP 網双方に接続可能とする方策についてその実現の可否を含めて検討した上で、平成 19 年度内に NGN の商用サービスが開始されることを踏まえ、その検討結果を可及的速やかに総務省に報告すること。

(2) NGN の標準的な接続箇所(以下「POI」という。)について、過度の経済的負担とな

らない限り、接続事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うこと。

2 接続料の算定方法に関する措置

(1) フレッツサービス(収容局接続)に係る機能の接続料

ア NGNのルーティング伝送機能相当(以下「フレッツサービスに係る機能」という。)の機能の接続料については、NGNの商用開始後の一定期間(少なくとも第一種指定電気通信設備接続会計(以下「接続会計」という。)におけるNGNの扱いが未確定である平成21年度接続料まで)は、当該機能に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定すること。ただし、上記予測を行うためには、本機能に係る費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用すること。

イ 上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、平成20年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、平成21年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすること。

(2) IP電話サービス(IGS接続)に係る機能の接続料

ア IP電話サービス(IGS接続)に係る機能の接続料については、NGNの商用開始後の一定期間(少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である平成21年度接続料まで)は、現在のひかり電話網等に係る費用と需要の実績データをベースとして、NGN(IGS接続)とひかり電話網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定すること。ただし、上記予測を行うためには、NGNに係る本機能の費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を暫定的に適用すること。

イ 上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、平成20年

度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であつて、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、平成21年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすること。

(3) イーサネットサービスに係る機能の接続料

ア イーサネットサービスに係る機能の接続料については、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である平成21年度接続料までは、LAN型通信網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定すること。ただし、PVCタイプを新たに提供可能とし接続料を設定するためには、少なくとも1年程度のシステム改修期間を要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提として、本機能の接続料については相対取引で設定すること。

イ 本機能の接続料を設定するためのシステム改修作業をできる限り早期に終了させるとともに、LAN型通信網の費用が整理される平成20年度の接続会計については、平成21年7月末までに公表される必要があることを踏まえ、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、実際費用方式で算定した接続料について平成21年度内に接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすること。

(4) 中継局接続の接続料

ア 中継局接続の接続料については、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である平成21年度接続料までは、中継局接続に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定すること。ただし、上記予測を行うためには、中継局接続に係る費用を他のNGNの費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間を要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提として、本接続料については相対取引で決定すること。

イ 上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、平成20年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であつ

て、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、平成21年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすること。

ウ 中継局接続においては、今後、IP電話サービス以外にも、大容量の映像配信サービスをはじめとした様々な新規サービスが同一のPOIで混在して提供されることとなることが想定され、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やビル&キープ方式の提供を含めその負担方法の在り方の検討が必要となる場合も考えられる。その場合は、実際のトラフィックや具体的な利用形態等を踏まえ、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、少なくとも平成21年度内を目途に接続約款の変更認可を受けられるようにすること。

3 コストドライバに関する措置

- (1) NGNの設備コストについて、フレッツサービスに係る機能の費用、IP電話サービスに係る機能の費用及び中継局接続に係る費用に分計するためのコストドライバに係る問題点を早急に洗い出すとともに、速やかにそれらの解決策の検討に着手し、できる限り早急に結論を得て平成20年9月末までに総務省にその内容を報告すること。
- (2) NGNは、その利用の公平性が確保されるべき第一種指定電気通信設備であり、各機能については、できる限り早期に分計されたコストに基づく事業者間均一料金を適用すること等が必要であることから、貴社においては、次善ではあっても、実績データの把握にシステム構築が不要である、代替可能な暫定的なコストドライバも併せて検討し、平成20年9月末までに総務省にその内容を報告すること。

4 競争事業者間におけるOSU共用に関する措置

競争事業者間におけるOSU共用については、現在、貴社及びNTT西日本の実機での検証が行われている状況であるため、貴社においては、当該検証に必要な協力を行うとともに、競争事業者の要望があれば、事業者間の検討の場に参加するなど、競争事業者間におけるOSU共用の実現に向けて可能な協力を行うように努めること。

5 接続に関する同等性の確保に関する措置

網機能提供計画は、接続を前提としないネットワーク構築等により、円滑な接続が阻害されることがないように、事前に競争事業者に対し意見を述べる機会を与えるものであることにかんがみれば、ルータ等が網機能提供計画の対象外であっても、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワークを構築することがないように留意すること。

6 映像配信プラットフォームのオープン化等に関する措置

(1) 映像配信プラットフォームのオープン化

ア 多様なコンテンツ配信事業者のNGNへの参入を促進する観点から、コンテンツ配信事業者によるSNI接続について、事業者間における公平な取扱い、接続の拒否事由、コロケーションルール及び接続の手続等に関し、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをする等の自主的な取組を行うこと。

イ NGNの商用開始時点においては、他社のIP網とNGNを中継局接続した場合に、他社網に接続するコンテンツ配信事業者からNGN加入者へのコンテンツ配信やNGNに接続するコンテンツ配信事業者から他社網加入者へのコンテンツ配信は、技術上の問題からできない状況となっている。この点について、できる限り早期に技術上の問題を解消し、当該形態によるコンテンツ配信が可能となるように取り組むこと。

(2) IPv4からIPv6への円滑な移行

ア NGNでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、貴社においても、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対しIPv6アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討すること。

イ NGNにおけるIPv4からIPv6への移行に当たっては、IPv6への移行が円滑に行われるように配慮することが必要であり、貴社においては、IPv6への移行スケジュールや移行後のIPv4の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期にあつては、IPv4とIPv6による接続との間で不当な差別的取扱いを回避するなど、公正競争を確保する観点からの自主的な取組を行うこと。

7 その他

NGNは第一種指定電気通信設備に該当することから、貴社のNGNと他社網を接続する場合には、接続申込みされる接続形態に応じて、接続箇所や当該接続箇所における技術的条件等を定める必要がある。このため、貴社においては、貴社のNGNと他社網の接続の開始に先立って、総務大臣に対して必要な申請等を行うこと。

以上

(別添)

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について
情報通信審議会答申(平成20年3月27日情審通第53号(抄))

第3章 次世代ネットワークの設備・機能の細分化(アンバンドル)

4. 標準的な接続箇所

また、IGS接続やISP接続については、現行の地域IP網等と同様の場所にPOIが設置される予定となっており、基本的に問題ないと考えられる。ただし、ISP接続では、ISP事業者は、NGN・地域IP網との接続に別々の網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加するため、NTT東西においては、特に中小のISP事業者の負担を軽減しつつNGN・地域IP網双方に接続可能とする方策についてその実現の可否を含めて検討をすることが適当である。

中継局接続等を含めて、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を活かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所にPOIが設置されることが望ましい。このため、現行の接続ルールを審議した1996年答申において、接続約款の認可基準の考え方として、「技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること」とされていることも踏まえ、NTT東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当である。

第4章 接続料の算定方法等

(3) フレッツサービス(収容局接続)に係る機能の接続料

2) 接続料の算定方法

NGNのルーティング伝送機能相当の機能の接続料については、NGNの商用開始後の一定期間(少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料まで)は、当該機能に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。これは、地域IP網のルーティング伝送機能も、当初は将来原価方式で算定していたことから適当と考えられる。

ただし、上記予測を行うためには、NGNのルーティング伝送機能相当の機能に係る費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することとすることが適当である。しかし、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

(4) IP電話サービス(IGS接続)に係る機能の接続料

2) 接続料の算定方法

IP電話サービスに係る機能の接続料については、NGNの商用開始後の一定期間(少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料まで)は、現在のひかり電話網等に係る費用と需要の実績データをベースとして、NGN(IGS接続)とひかり電話網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。

ただし、上記予測を行うためには、NGNのIP電話サービスに係る機能(IGS接続)の費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を暫定的に適用することとするのが適当である。

しかし、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

(5)イーサネットサービスに係る機能の接続料

イーサネットサービスに係る機能の接続料についても、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料までは、LAN型通信網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。

しかし、NTT東西のLAN型通信網は、現時点ではCUGタイプの提供しか想定していないため、PVCタイプを新たに提供可能とし接続料を設定するためには、少なくとも10億円程度の改修費用と1年程度の改修期間を要するとNTT東西からは聞いており、少なくとも2008年度内に将来原価方式で算定した接続料について接続約款の変更を行うことは困難と考えられる。

このため、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提として、接続料を相対取引で設定することもやむを得ないと考えられる。しかし、NTT東西においては、LAN型通信網の接続料を設定するための改修作業をできる限り早期に終了させるとともに、LAN型通信網の費用も整理された2008年度の接続会計は、2009年7月末までに公表される必要があることを踏まえ、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、実際費用方式で算定した接続料について2009年度内に接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

(6)中継局接続の接続料

また、インターネット上のISP間の接続では、トラフィック量を個別に記録する仕組みがないため、精算を行わないピアリングや通常帯域幅に応じた定額精算をするトランジットの仕組みが採られており、NGNの中継局接続にもこれと同様の仕組みを採用する考え方もあるが、NGNは、通信事業者が構築する統合管理型のIP網であり、他事業者の利用実態を把握することは可能であること、またNGNは第一種指定電気通信設備となり、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金で競争事業者が利用可能となることが公正競争を確保する観点から必要であることから、NGNの中継局接続について接続料を設定することが必要と考えられる。

このため、中継局接続についても接続料を設定することとし、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料までは、中継局接続に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。

ただし、上記予測を行うためには、中継局接続に係る費用を他のNGNの費用から分計することが必要となる。当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提として、接続料を相対取引で決定することはやむを得ないと考えられる。

しかし、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

2. 接続会計の設備区分

(3)考え方

2)コストドライバ

具体的には、NGNの設備コストについて、ルーティング伝送機能相当の機能の費用、IP電話サービスに係る機能の費用、中継局接続に係る費用に分計することなどが問題となると考えられるが、この場合も、単にパケット量で分計する方法、単純なパケット量比ではなくQoSのレベル等を加味してパケット量を比率化して分計する方法など複数の選択肢が想定され得るところである。

このため、NTT東西においては、上記以外の問題も含めて、コストドライバに係る問題点を早急に洗い出すとともに、速やかにそれらの解決策の検討に着手することが必要であり、できる限り早急に結論を得て2008年9月末までに総務省にその内容を報告することが適当である。

なお、報告されるコストドライバの内容によっては、当該コストドライバに係る実績データを把握するために新たにシステム構築が必要となる場合も想定される。この場合、NGNに係る費用全体は把握可能であっても、システム構築が完了するまでの間は、それを各機能に配賦することができないため、分計されたコストに基づく事業者間均一料金の適用開始時期や接続会計の整理・公表時期もその後倒しされることとなる。

この点、確かに、適正な接続料算定や接続会計の整理の観点からは、費用配賦が適正に行われることが必要であり、実績データの把握のためにシステム構築が必要であれば、それを行った上で、分計したコストに基づき接続料を算定すること等が望ましい。しかし、NGNは、その利用の公平性が確保されるべき第一種指定電気通信設備であり、各機能については、できる限り早期に分計されたコストに基づく事業者間均一料金を適用すること等が必要であることから、NTT東西においては、次善ではあっても、実績データの把握にシステム構築が不要である、代替可能な暫定的なコストドライバも併せて検討し、2008年9月末までに総務省にその内容を報告することが適当である。

3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定

(3) 考え方

1) OSUを共用する案

このため、2007年3月答申にもあるとおり、OSUの共用により分岐端末回線単位の接続料設定をすることは、FTTHサービスの提供コストの低廉化等を通じ競争の活性化を実現する効果を有することは事実である。この点、NTT東西以外の競争事業者間でOSUを共用することについては、競争事業者からは否定的な意見が示されているが、競争事業者間であっても、各社個別に芯線を利用するよりは、OSUを共用し1芯当たりの契約数を増加させる方が、FTTHサービスの提供コストを低廉化させることが可能であることから、まずは競争事業者間でのOSU共用の取組を積極的に進めることが適当と考えられる。

これに関し、競争事業者の7社連合は、OSU共用の実現に向けて、市販のOSUを用いた複数事業者間での共用実験を既に開始し、2007年9月、各ユーザのトラフィックを一定に制御する等の運用ルールを定めることで共用は可能と考えられる等の検証結果を公表したところである。次の段階として、現在、NTT東西の実機での検証が行われている状況であるため、NTT東西においては、当該検証に必要な協力を行うとともに、競争事業者の要望があれば、事業者間の検討の場に参加するなど、競争事業者間におけるOSU共用の実現に向けて可能な協力を行うように努めることが必要である。

第5章 その他

1. 接続に関する同等性の確保等

確かに、NGNは、今後の段階的機能追加が想定されるネットワークであり、競争事業者が、当該追加機能を利用して創意工夫を活かした多様なサービスをNTT東西の利用部門と同程度の時期に提供するためには、当該機能の内容、提供エリア、追加時期など必要な情報を事前に入手可能となることが必要となる。

しかし、網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものである。この点、ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであることから、あえてルータ等を網機能提供計画の対象として、他事業者との円滑な接続を阻害するネットワーク構築となっていないかどうかを事前にチェックすることまでは現時点では必要ないと考えられる。

ただし、網機能追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要であるが、現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当である。

また、網機能提供計画は、上述のように接続を前提としないネットワーク構築等により、円滑な接続が阻害されることがないように、事前に競争事業者に対し意見を述べる機会を与えるものであることにかんがみれば、ルータ等が網機能提供計画の対象外であっても、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように留意することが必要である。

3. 映像配信プラットフォームのオープン化等

(1)映像配信プラットフォームのオープン化

2)考え方

具体的には、NGNとの接続に関するインターフェースが十分に開示される必要があるとあり、またコンテンツ配信サーバ等必要な機器のコロケーションの可否や接続の可否等に関する情報が合理的期間内に入手できるとともに、接続の請求を行ってから合理的期間内に接続を可能とする手続等が定められていることが必要となる。

この点、コンテンツ配信事業者は、一般的には電気通信事業者に該当しないので、NGNが第一種指定電気通信設備に指定されても、接続関連規制による保護対象とはならないし、接続の応諾義務による保護対象ともならない。このため、電気通信事業者でない者とのSNI接続を想定する收容ルータには、標準的POIは設置されておらず、現行接続ルール上、インターフェースの開示義務は、標準的POIでの接続に限られているので、SNIのインターフェースの開示は、NTT東西による自主的な開示に委ねられている状況となっている。

これに加え、コンテンツ配信事業者からは、コロケーションの可否や接続に要する期間等の取扱いで電気通信事業者でないことに起因する差別的取扱いを懸念する意見が示されている。NTT東西においては、このような懸念を払拭し多様なコンテンツ配信事業者のNGNへの参入を促進する観点から、コンテンツ配信事業者によるSNI接続について、事業者間で公平な取扱いをすることはもとより、接続の拒否事由やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをするなどの自主的な取組が求められる。

この点、コンテンツ配信事業者からは、自らを接続ルールの適用対象とすることを求める意見が示されているが、現行制度上、コンテンツ配信事業者を接続ルールの適用対象とすることは困難であり、またこのことで現時点で直ちに競争政策上の問題が生じている状況にはない。このため、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でないが、総務省においては、NGNの商用開始後の状況を注視しつつ、公正競争確保の観点から、必要に応じコンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について検討を行うことが適当である。

また、NGNの商用開始時点においては、他社のIP網とNGNを中継局接続しても、他社網に接続するコンテンツ配信事業者からNGN加入者へのコンテンツ配信やNGNに接続するコンテンツ配信事業者から他社網加入者へのコンテンツ配信は、技術上の問題からできない状況となっている。この点も、多様なコンテンツ配信形態によるNGNの利活用を促進する観点から、できる限り早期に技術上の問題を解消し、当該形態によるコンテンツ配信が可能となるよう取り組むことが適当である。

(3)IPv4からIPv6への円滑な移行

2)考え方

他方、NGNでは、NTT東西がIPv6アドレスを利用者に提供することとなっているものの、当該IPv6アドレスはNGNの閉域網内のサービスを利用するためのものであり、インターネット接続に利用可能なものとはなっていない。また、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために、IPv6アドレスを利用者に対し提供することについては、NTT東西の付与するIPv6アドレスとの競合の問題(IPマルチ

プレフィックス)があることから、現時点では制約の伴う仕組みとなっているところである。

しかし、今後のIPv4アドレスの枯渇予想を踏まえると、NGNでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT東西においても、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対しIPv6アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討することが必要である。

また、NGNにおけるIPv4からIPv6への移行に当たっては、IPv6への移行が円滑に行われるように配慮することが必要であり、NTT東西においては、競争事業者の意見を踏まえ、IPv6への移行スケジュールや移行後のIPv4の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期にあつては、IPv4とIPv6による接続との間で不当な差別的取扱いを回避するなど、公正競争を確保する観点からの自主的な取組を行うことが必要である。また、総務省においては、その状況を注視し必要に応じて適切な対応を取ることが必要である。